

○内閣府令第二十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四条第四項及び第九十七条並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百九条第一項（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

内閣総理大臣臨時代理 国务大臣 河村 建夫

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第六号ト中「第二百五十三条第一項第七号ト及びリの規定により情報を受領し、又は提供する場合には、」を「第二百二十三条第一項第十八号ホ及び第二十四号ニ並びに第二百五十三条第一項第七号ト及びリ

に規定する場合において情報を受領し、又は提供するときは、「」に改め、同号ト(1)中「親法人等又は」を「登録金融機関又は親法人等若しくは」に改める。

第四十五条第十一号中「第五十四条第四号ト、リ及びヌの規定により情報を提供する場合には、「」を「第五十四条第四号ト、リ及びヌに規定する場合において情報を提供するときは、「」に改め、同号を第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 第二百二十三条第一項第十八号ホ及び第二十四号ニに規定する場合において情報を受領し、又は提供するときは、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに第五十三条第三項に規定する内部管理に関する業務に関する次に掲げる事項

イ 当該情報を受領し、又は提供する委託金融商品取引業者の商号又は名称

ロ 業務執行の方法

ハ 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置

第一百十九条第一項第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条に規定する合意による解決が行われている場合」を加える。

第二百二十三条第一項第十八号ホ中「第二百五十三條第一項第七号ト又はりに掲げる場合（）」を「委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合であつて、当該委託金融商品取引業者が内部管理に関する業務等（電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに第二百五十三條第三項に規定する内部管理に関する業務をいう。以下ホ及び第二十四号ニにおいて同じ。）の全部又は一部を行うために必要な情報を当該登録金融機関に提供する場合（当該委託金融商品取引業者及び当該登録金融機関において内部管理に関する業務等を行う部門から当該情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合であつて、」に、「同号ト又はりの情報を」を「当該情報を」に改め、同項第二十四号ニ中「第二百五十三條第一項第七号ト又はりに掲げる場合（当該委託金融商品取引業者が」を「当該登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合であつて、当該登録金融機関が内部管理に関する業務等の全部又は一部を行うために必要な情報を当該委託金融商品取引業者に提供する場合（当該登録金融機関及び当該委託金融商品取引業者において内部管理に関する業務等を行う部門

から当該情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合であつて、「に」、「者から同号ト又はリの情報を受領する場合」を「者が当該委託金融商品取引業者に当該情報を提供する場合」に改める。

第百八十六条第二項第二号中「委託金融商品取引業者等」を「委託金融商品取引業者」に改め、同項第三号中「委託金融商品取引業者等」を「委託金融商品取引業者」に改める。

第二百七十七条第一項第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条に規定する合意による解決が行われている場合」を加える。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第九号口中「第二条第十号」を「第二条第十三号」に改める。

第二百三十七条第一項第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条に規定する合意による解決が行われている場合」を加える。

(資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内

閣府令の一部改正)

第三条 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条に規定する合意による解決が行われている場合」を加える。

（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第四条 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条に規定する合意による解決が行われている場合」を加える。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第五条 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第三十六条第一項各号のいずれかに該当する構造の」を「第三十六条第一項に規定する」に改める。

百三条中「第二編第二章第二節第一款及び第二款並びに」を「第二編第二章第二節及び」に改める。

百九条中「並びに第二編第二章第二節第一款及び第五款並びに」を「、第二編第二章第二節及び」に改める。

百十二条第一項第一号イ中「第九十七条」を「第六十五条」に改め、同号ロ中「第九十八条」を「第六十六条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中金融商品取引業等に関する内閣府令第八条の改正規定、第四十五条の改正規定及び第二百二十三条の改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この命令（前条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行の日前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。